

保険料の納付は口座振替が便利

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付を市指定金融機関の口座からの自動引き落としにすれば、納付しに行く手間が省け、納付忘れがなくなります(自動更新)。

市指定金融機関(郵便局を含む)の窓口で、申請してください。

申請手続きに必要なもの

金融機関によって異なるため、手続きに行く金融機関に確認してください。

備市役所窓口では、キャッシュカードのみ(暗証番号必要)で口座振替申請ができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています。取り扱いできない金融機関もありますので、詳しくは市ホームページを確認してください。

問保険収納課
TEL06-6992-1537、1538



私道舗装工事の助成

経年劣化などにより、状態が悪化している舗装(表層部)の修繕工事に対し、予算の範囲内で舗装工事に要する費用の2分の1を助成します。助成を受けるには、道路から道路までを接続する私道の幅員が1.8m以上、関係住民の同意を得ていることなど、一定の条件を満たしている必要があります。詳しくは問い合わせください。

問道路公園課
TEL06-6992-1705

適切な受診で医療費の適正化を

柔道整復師・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術を受ける場合、医療保険を適用できるケースは限られています。

正しく理解し、適切な受診をすることは医療費の適正化につながりますので、ご協力をお願いします。

医療保険が適用になる場合

▽柔道整復師…骨折・脱臼・打撲・捻挫(肉ばなれを含む)

※骨折・脱臼は、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得る必要があります。

▽はり師・きゅう師…神経痛・リウマチ・頸腕症候群・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症・その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

▽あん摩マッサージ指圧師…筋麻痺・関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

問保険課
TEL06-6992-1545

問大阪府後期高齢者医療広域連合給付課
TEL06-4790-2031



従業員の給与支払報告書の提出

給与の支払者(事業主)には、原則、給与支払報告書の提出が義務付けられています。

令和7年度(令和6年分)の給与支払報告書を提出した支払者には、12月初旬に総括表を送付します。

また、個人市民税・府民税の特別徴収(給与からの差し引き)にご協力ください。

問課税課市民税担当
TEL06-6992-1456

給与の年末調整

年末調整とは

サラリーマンなどの給与所得者に、1年間の給与総額が確定する年末に所得税を再計算し、すでに源泉徴収している税額との差額を還付または徴収する手続きです。

勤務先から市へ給与支払報告書として提出され、翌年の個人市民税・府民税の課税資料となります。

年末調整を受けるには

「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を勤務先へ提出する必要があります。また、必要に応じて生命保険料・地震保険料などの控除や住宅借入金等特別控除(2年目以降)を申告する書類を提出する必要があります。

備医療費控除や初めて住宅借入金等特別控除を受ける場合は、税務署(場合により市)へ申告書を提出する必要があります。

注ふるさと納税のワンストップ特例制度を利用していても、確定申告もしくは住民税の申告をすると、この特例が適用できないため、あわせて寄附金控除を申告してください。

問課税課市民税担当
TEL06-6992-1456



個人事業税

個人事業税第2期分納期限

12月1日(月)まで

第2期分の納付書

第1期分の納付書に同封しています。年間の税額が1万円以下の場合、第1期分と合わせて納付することになっているため、第2期分の納付書はありません。口座振替を利用の場合、納付書は送付しません。

納付書の破損・紛失

府税事務所へ問い合わせてください。

納付場所・方法

▽府税事務所

▽大阪府内の各郵便局

▽府の指定金融機関・指定代理金融機関または収納代理金融機関

▽コンビニ・MMK設置店

▽「地方税統一QRコード(eL-QR)」に対応した金融機関

▽「地方税統一QRコード(eL-QR)」に対応したスマートフォン決済アプリ

注QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「地方税お支払サイト」での納付

サイトを利用すると、クレジットカード納付・ペイジー納付(ATM、インターネットバンキング)ができます。



府税事務所の窓口納付終了

9月30日をもって、各府税事務所内の指定金融機関窓口※が廃止されました。これに伴い**10月1日以降、各府税事務所窓口で府税の納付は原則できません**。現金での納付は、金融機関窓口・コンビニなどを利用してください。

※大阪運輸支局、自動車検査登録事務所の敷地内の大阪自動車税事務所各分室は除きます。

問北河内府税事務所
TEL072-844-1331

個人市府民税のよくあるQ&A

Q年の途中で引っ越した場合どうなる?

A個人市・府民税は、原則その年の1月1日時点で住民登録をしていた市区町村で課税されます(転出先の市区町村では翌年から課税となります)。

問課税課市民税担当
TEL06-6992-1456

知っていますか？ 固定資産税～償却資産



固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の、固定資産(土地・家屋・償却資産)の所有者に課税されます。このうち、償却資産とは事業の用に供する資産(機械・パソコン・陳列ケース・医療器具など)で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

注取得価額10万円未満の償却資産は原則申告対象外。

また、自動車税・軽自動車税(種別割)の課税対象のものも、申告対象外。家屋の所有者以外(テナントなど)がその事業のために取り付けた附帯設備(電気・給排水設備、内装など)は、家屋と一体であっても償却資産とみなされ、取り付けた人(テナントなど)が納税義務者です。

問課税課資産税担当
TEL06-6992-1474

市税は納期内に納めましょう

固定資産税・都市計画税と個人市民税・府民税(普通徴収分)の第1～3期分、軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

固定資産税・都市計画税

第4期納期限 12月1日(月)まで

納期までに近くの金融機関やコンビニなどで納付をお願いします。口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

注納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差押・公売などを行いますので、納期限内での納付を必ずお願いします。病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで。



問納税課
TEL06-6992-1852～1854

お知らせ

固定資産税の減額措置～省エネ改修工事～



平成26年4月1日以前から所在する家屋に対して一定の省エネ改修工事を行った場合に、翌年度の固定資産税額から3分の1が減額されます。

対(1)～(5)すべてに該当

(1)改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下

(2)店舗など併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が居住用(※賃貸住宅部分は控除対象外)

(3)省エネ改修後の断熱改修部位がいずれも平成28年省エネ基準相当適合

(4)①～④の合計額が税込み60万円を超える。③・④は、①および①と併せて行う②の工事に充てた工事費用が税込み50万円を超え、①～④の合計額が税込み60万円を超える。

①窓の断熱改修工事(必須)
②床の断熱工事・天井の断熱工事・壁の断熱工事
③太陽光発電装置の設置工事
④高効率空調機の設置工事・高効率給湯器の設置工事・太陽熱利用システムの設置工事

(5)令和8年3月31日までに工事完了

申改修後3カ月以内に申請

詳しくはホームページから。
備住宅バリアフリー改修による固定資産税の減額措置が適用されても、省エネ改修工事を行った場合は、それぞれに減額措置が適用されます。

問課税課資産税担当

TEL06-6992-1474

固定資産税の特例措置



土地に対する固定資産税は、1月1日(賦課期日)現在、住宅の敷地となっていれば、特例措置により軽減されます。

賦課期日に住宅を建て替え中の場合でも、前年の賦課期日時点で建て替え前の住宅と所有者が同じで、建て替え後の翌年の賦課期日に住宅の所有者であるなど、一定の要件を満たすと申告により軽減されます。

問課税課資産税担当

TEL06-6992-1474